

食品営業許可取得にあたり、守っていただきたいことや注意事項についてお知らせします。この説明用紙は無くさないよう、大切に保管してください。

- ・食品事業者は、安全な食品を提供する責務があります。施設の衛生管理を適切に行って、安全な食品を提供しましょう。
- ・営業許可証は営業の施設内の見やすい場所に掲示しましょう。

I. HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理

平成30年6月の食品衛生法改正により、原則全ての食品事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務づけられました。（令和3年6月から完全適用予定）福井市保健所生活衛生室ホームページ（裏面参照）の『食品衛生管理ファイル』や、厚生労働省ホームページの業種別手引書【厚生労働省 業種別手引書 で検索】を参考に、衛生管理を行いましょ。

II. 必要な届出について

営業を始めた後、申請時から変更が生じた際に必要となる手続きについて説明します。

各届出に必要な届出様式は、保健所の窓口か、福井市保健所生活衛生室ホームページから取得できます。

1. 食品衛生責任者が変わった・資格を取得したとき

食品衛生責任者の資格を証明するもの（調理師免許証、食品衛生責任者養成講習会修了証など）の写しを添え、『食品衛生責任者設置（変更）届』を提出してください。

2. 申請内容が変わったとき

変更の事実発生後、『営業許可申請書記載事項変更届』を提出してください。なお、変更内容により、以下の書類を添付してください。

変更内容	添付書類
（個人）申請者氏名、住所	氏名変更の場合は、変更の事実がわかるもの（戸籍抄本など）
（法人）名称、所在地、代表者の氏名	履歴事項全部証明書（原本）
営業所の名称、屋号、商号	なし
営業の種目	施設基準が異なる変更は、変更後の平面図 例）食堂→仕出し弁当
営業施設の大意 （施設の構造または配置内容の変更） （使用水の変更）	変更後の平面図または配置図 自家水を使用する場合には、水質検査成績書

注）以下に該当する場合は、**新たに営業許可申請が必要**となります。

- ・申請者が変わるとき（個人から法人、法人から個人へ変更する場合など）

※法人の合併・分割、個人の相続により営業を承継する場合は「4. 営業を承継したいとき」をご確認ください。

- ・店舗を移転するとき
- ・施設の構造・設備が大幅に変わるとき

3. 営業をやめたとき

営業を廃止したときは、10日以内に営業許可証を添え、『営業廃止届』を提出してください。なお、営業許可証を紛失した場合は、併せて『紛失届』を提出してください。

4. 営業を承継したいとき

法人の合併・分割、個人の相続により営業を承継する場合は、『営業許可承継届』を提出し、以下の書類を添付してください。旅館を営まれている方は、旅館業法に基づく申請も併せて必要ですのでお問い合わせください。

・法人の場合：合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人、または分割により事業を承継した法人の履歴事項全部証明書

・個人の場合：被相続人の除籍謄本および改製原戸籍ならびに『営業許可承継同意書』

注) 承継にあたらぬ場合は、新規許可申請が必要となります。詳しくは、生活衛生室にお問い合わせください。

Ⅲ. 営業許可の更新について

許可には有効期限があります。期限満了後も引き続き営業する場合は、更新の手続きが必要です。営業許可期限前に保健所職員が立入検査を行い、施設基準を満たしていることを確認した上で、手続きについて説明します。

Ⅳ. 保健所の巡回などについて

保健所では、食品衛生法及び食品表示法に基づき以下の検査や立入を行っています。検査や立入は、原則事前連絡を行わずに実施し、食の安全を確保しています。ご理解とご協力をお願いします。

1. 流通食品の収去（抜き取り）検査

流通している食品の安全を確認するため、店舗等から必要最小限の量の食品を無償で提供していただき、細菌等の検査を行っています。これを「収去検査」といい検査費用は福井市が負担します。検査結果は後日お知らせしますが、検査により違反などを発見した場合は、必要な衛生管理指導や行政措置を行います。

2. 立入検査（監視指導）

保健所職員が、営業施設に対して立入検査（監視指導・下記参照）を行います。

- 1) 一斉監視：食中毒の危険が高くなる夏期や大量に食品が流通する年末に行います。
- 2) 更新監視：『Ⅲ. 営業許可の更新について』を参照してください。
- 3) 市民からの相談による監視：食品衛生に関する相談（不良食品、異物混入、施設の衛生管理、食品表示、有症苦情など）について、聞き取り調査や立入検査を行い、必要な衛生管理指導や行政措置を行います。
- 4) 食中毒調査に伴う監視：食中毒が疑われる健康被害が発生した場合、原因究明のため、患者調査や施設調査を行います。その結果、原因施設の営業停止命令、原因食品の廃棄命令等の措置を行うことがあります。また、再発防止のために、改善指導や改善状況の確認を行います。

Ⅴ. こんなときはご相談ください

○飲食店でテイクアウトやデリバリーを始めたい

注文を受けてから調製した飲食物を、速やかに喫食されることを前提にテイクアウトしたり、サービスの一環としてデリバリーする行為については、飲食店営業許可があれば新たな手続きは必要ありません。

ただし、提供する食品や提供の方法によっては、変更届または新たに営業許可申請が必要となる場合があります。また、取得する営業許可により、施設基準が異なります。

「どのような食品」を「どのように提供するか」をご検討いただき、施設図面を持参の上、ご相談ください。

変更届 または 新たに営業許可申請が必要になる例

- ・あらかじめ製造した弁当を販売する・他の施設に卸す
- ・自家製の麺を持ち帰り用として販売する・他の施設に卸す
- ・飲食店メニューのデザートを持ち帰り用として販売する・他の施設に卸す
- ・焼肉店で生の食肉を持ち帰り用として販売する・他の施設に卸す

○営業許可証を破損した・失くしてしまったとき

営業許可証の再発行はできません。『証明願』の提出により、営業許可の証明をすることができます。

福井市保健所 生活衛生室 福井市西木田2丁目8-8 TEL：0776（33）5183 FAX：0776（33）5473

<https://www.city.fukui.lg.jp/dept/d245/seikatu/index.html>

福井市保健所 生活衛生室

検索